

議案第 5 0 号

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 9 月 7 日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年杉並区条例第 3 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「いた遺族」の次に「（兄弟姉妹を除く。以下この号及び次号において同じ。）」を加え、同項に次の 1 号を加える。

- （3）死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この号において同じ。）が存するときは、兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の規定は、平成 2 3 年 3 月 1 1 日以後に生じた災害により死亡した区民の遺族に対する災害弔慰金の支給について適用する。

（提案理由）

災害弔慰金を支給する遺族の範囲を拡大する等の必要がある。

杉並区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

| 新 条 例 | 旧 条 例 |
|---|--|
| <p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡した者の死亡当時において、その者が生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この号及び次号において同じ。) を先にし、その他の遺族を後にする。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>死亡した者の死亡当時における配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。以下この号において同じ。) が存するときは、兄弟姉妹に対して、災害弔慰金を支給するものとする。</u></p> <p>2 ~ 4 略</p> | <p>(災害弔慰金を支給する遺族)</p> <p>第 4 条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第 3 条第 2 項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 死亡した者の死亡当時において、その者が生計を主として維持していた遺族_____を先にし、その他の遺族を後にする。</p> <p>(2) 略</p> <p>2 ~ 4 略</p> |